

技人国（言語能力：CEFR B2）資料チェックリスト（社内共有用）

更新日：2026-05-18（JST）

対象：受入企業（人事・総務）／職業紹介事業者／登録支援機関・行政書士等の外部委託先

このチェックリストは、出入国在留管理庁の公式資料

「『技術・人文知識・国際業務』の在留資格の明確化等について（最終改定 令和8年4月）」

（別紙：翻訳・通訳業務等の言語能力を用いる対人業務）に基づき、

「言語能力を用いる対人業務等」を想定した採用・申請で、必要資料の漏れを防ぐ目的で整理したものです。

重要（公式資料の要点）

- 主に言語能力を用いる対人業務等に従事する場合、CEFR B2相当の言語能力が前提（満たさない場合は該当しない）
- 所属機関がカテゴリー3・4の場合は、申請時に「言語能力を証する資料」の提出が求められる（カテゴリー1・2でも審査過程で求められる可能性あり）
- CEFR B2相当（日本語）は、JLPT N2以上、BJT 400点以上、義務教育+高校卒など、複数のパターンが例

※本資料は一般的整理です。最終的な提出書類・審査運用は、申請先の地方出入国在留管理官署と公式ページで

1. まず「対象業務」かを確認（採用側の前提整理）

[A] 採用ポジションは「主に言語能力を用いる対人業務等」か

- 翻訳・通訳（会議通訳／文書翻訳など）が主業務の中心になっている
- 語学指導（講師等）や、対外的な広報・宣伝／海外取引のコミュニケーションが主業務の中心になっている
- 「接客の一部で簡易に通訳するだけ」「メニュー翻訳がたまにあるだけ」等、付随業務に留まっていない
- いつ・何を・どの言語で行うのか（業務フロー）が説明できる

[B] 在留資格・申請タイプの整理

- 在留資格は「技術・人文知識・国際業務（技人国）」で申請予定である
- 申請種別（COE／変更／更新）を整理した（提出資料・審査の見せ方が変わるため）
- 申請人の学歴／職歴と職務の関連性を説明できる（専攻・実務経験・研修の位置づけ）

2. 「会社カテゴリー」と「証明資料」の要否を確定

[A] 所属機関（雇用企業）のカテゴリー

- 所属機関がカテゴリー1・2・3・4のいずれかを把握した
- カテゴリー3・4の場合、申請時点で「言語能力を証する資料」を提出する前提で準備する
- カテゴリー1・2でも、追加提出を求められる可能性を想定して、事前に資料を用意する

[B] 業務で使用する言語（日本語／日本語以外）

- 主に使用する言語を特定した（日本語か／英語等か）
- 2言語以上が必要な場合、各言語ごとに「B2相当」の考え方と資料を整理した

3. CEFR B2相当の証明（日本語の場合）

公式資料の例示（いずれかに該当するかを確認）

- JLPT N2以上を取得している（証明書）
- BJTビジネス日本語能力テスト 400点以上（証明書）
- 中長期在留者として20年以上本邦に在留している（在留カード等で期間確認）
- 本邦の大学卒／高専卒／専修学校（専門課程・専攻科）修了（卒業証明等）
※専攻科目と業務内容の関連性が認められる場合に限る（公式資料の注記あり）
- 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業している（卒業証明等）

社内チェック（提出前の品質）

- 言語能力の証明資料と、職務内容（言語能力を主に用いる）説明資料が整合している
- 証明が弱い場合に備え、補強資料（業務での使用場面、評価方法、研修計画等）を用意した

4. CEFR B2相当の証明（日本語以外の場合）

公式資料の例示（いずれかに該当するかを確認）

- 当該言語が申請人の母国語または公用語である（パスポート・出身国情報等で説明）
- 当該言語の試験でCEFR B2以上が証明されている
 - ※証明書または公式WebでCEFR表示があるものに限る（公式資料の注記あり）
- 上記に当てはまらない場合でも、合理的な理由の説明で「必要な言語能力」が明らかに評価できる
例：当該言語が公用語の国の大学へ留学し、卒業証明で立証できる等

社内チェック（リスクを下げる）

- 「英語で注文を取る」等、接客の一部に留まる説明になっていない（不許可例の類型に注意）
- 翻訳・通訳の必要性（頻度・業務量・社内体制）が説明できる

5. 申請前の最終確認（不許可・長期審査を避ける）

- 求人票・雇用理由書・職務記述書で「主たる業務」が言語能力を用いる対人業務として説明できている
- 付随業務（現場作業・接客・軽作業等）が主にならない設計になっている
- 会社カテゴリーに応じた提出資料の準備ができている（カテゴリー3・4は申請時点で提出）
- 追加提出が来ても出せる控え（証明書・説明資料）を整備した

個別確認が必要になりやすいケース

- 言語業務の業務量が少ない／発生頻度が低い
- 実態として現場作業・接客が中心になりやすい
- 専攻・職歴との関連が薄い／説明が弱い

丸忠物産では、技人国／特定技能の切り分け、求人設計、書類整備の実務相談まで対応しています。
<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/#contact>

【公式一次情報（参照）】

- (PDF) 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（最終改定 令和8年4月）
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001460430.pdf>